

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

【様式2】

(独立行政法人水資源機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
湯ノ小屋沢川導水施設ゴム引布製起伏堰修理 (群馬県利根郡みなかみ町藤原) 平成23年8月6日～平成24年1月31日 機械設備工事	分任契約職 沼田総合管理 所長 青木 美樹 (群馬県 沼田市上原町)	平成24年1月11日	日本自動機工(株) (埼玉県さいたま市浦和区)	H23年7月新潟・福島豪雨による出水に起因するゴム起伏堰の損傷(ゴム貫通の傷1箇所、大小の傷33箇所)により、当該ゴム起伏堰を起こすことが不可能となり、早急に修理を行う必要が生じた。当該業者は当該ゴム引布製起伏堰を施工した業者であり、施設に精通していることから、早急に修理を行うことが可能であるため契約を締結した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	8,662,500	7,875,000	90.9%	—	H23年7月新潟・福島豪雨による出水に起因するゴム起伏堰の損傷(ゴム貫通の傷1箇所、大小の傷33箇所)により、当該ゴム起伏堰を起こすことが不可能となり、早急に修理を行う必要が生じた。当該業者は当該ゴム引布製起伏堰を施工した業者であり、施設に精通していることから、早急に修理を行うことが可能であるため契約を締結した。	13	
湯の小屋取水堰予備発電装置修理 (群馬県利根郡みなかみ町藤原) 平成23年11月18日～平成24年1月13日 電気工事	分任契約職 沼田総合管理 所長 青木 美樹 (群馬県 沼田市上原町)	平成24年1月11日	シンフォニアエンジニアリング(株) (東京都台東区)	奈良俣ダム湯の小屋取水堰の予備発電設備のディーゼル機関の冷却装置が故障し、早急に修理する必要が生じた。当該業者は、当該装置の製造・設置業者のサービス代理店であること及び今年度の「群馬管内自家用電気工作物点検業務」を履行中のことから最短期間の修理が可能であるため契約を締結した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	1,260,000	1,260,000	100.0%	—	奈良俣ダム湯の小屋取水堰の予備発電設備のディーゼル機関の冷却装置が故障し、早急に修理する必要が生じた。当該業者は、当該装置の製造・設置業者のサービス代理店であること及び今年度の「群馬管内自家用電気工作物点検業務」を履行中のことから最短期間の修理が可能であるため契約を締結した。	13	
加佐登サイホン漏水補修工事 (三重県鈴鹿市加佐登町北城地内) 平成23年12月16日～平成23年12月30日 その他の工事	分任契約職 三重用水管理 所長 米崎 文雄 (三重県 三重郡菟野町大字菟野)	平成24年1月19日	(株)伊勢工業 (三重県桑名市和泉)	加佐登調整池下流幹線水路のストックマネジメント調査を実施するにあたって平成23年12月10日にPC管継目5箇所に不具合を発見し早急に止水対策を実施する必要が生じた。当該業者は、工事現場に最も近い場所にある止水バンドの製造据付業者であり、PC管継目の漏水を緊急的に補修する工事を数多く実施していることから契約を締結した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	3,171,000	2,188,200	69.0%	—	加佐登調整池下流幹線水路のストックマネジメント調査を実施するにあたって平成23年12月10日にPC管継目5箇所に不具合を発見し早急に止水対策を実施する必要が生じた。当該業者は、工事現場に最も近い場所にある止水バンドの製造据付業者であり、PC管継目の漏水を緊急的に補修する工事を数多く実施していることから契約を締結した。	13	
成田根木名川用水取水工災害復旧 外工事 (千葉県成田市西大須賀地内) 平成24年1月11日～平成24年3月23日 土木一式工事	分任契約職 千葉用水総合 管理所長 吉岡 敏幸 (千葉 県八千代市村上)	平成24年2月28日	吉岡建設(株) (千葉県山武郡横芝光町)	成田根木名川用水の取水口部分が損傷しており、早期に着工しなければ出水により被害が拡大する恐れがあるため、応急復旧工事を行うもの。スクリーンの修理を含む工事であるため、土木工事業及び鋼構造物工事業の許可を持ち、現場近くに支店を有する当該業者と契約を締結した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	4,231,500	4,200,000	99.3%	—	成田根木名川用水の取水口部分が損傷しており、早期に着工しなければ出水により被害が拡大する恐れがあるため、応急復旧工事を行うもの。スクリーンの修理を含む工事であるため、土木工事業及び鋼構造物工事業の許可を持ち、現場近くに支店を有する当該業者と契約を締結した。	13	
武蔵水路中流部土壌調査業務 (埼玉県行田市富士見地内～鴻巣市袋地内) 平成23年12月20日～平成24年3月18日 環境調査	分任契約職 利根導水総合 事業所長 伊藤 保裕 (埼玉 県行田市大字須加)	平成24年2月21日	鹿島建設(株) (東京都港区元赤坂)	土砂搬出に伴う土壌分析調査の結果において、鉛・砒素の基準値超過が確認されたため、土壌汚染対策法に基づく調査命令が発出される事が確定した。この命令に伴う回答を所定期間内に行うため、本工事の施工主体である当該業者と契約を締結した。(工事請負契約書の事務処理要領第5条第4項第三号)	9,681,000	9,240,000	95.4%	—	土砂搬出に伴う土壌分析調査の結果において、鉛・砒素の基準値超過が確認されたため、土壌汚染対策法に基づく調査命令が発出される事が確定した。この命令に伴う回答を所定期間内に行うため、本工事の施工主体である当該業者と契約を締結した。	13	

丹生ダム河道形状検討業務 (滋賀県長浜市余呉町坂口819番地) 平成24年2月17日～平成24年3月27日 設計業務	分任契約職 丹生ダム建設 所長 荒谷 慶太(滋賀県 長浜市余呉町)	平成24年2月16日	いであ(株)大阪支社 (大阪府大阪市住之江区)	丹生ダム事業検証の一環として淀川水系河川整備計画で位置づけられているダム形式のうち、琵琶湖に濁水対策容量を確保する案の計画堆砂量を算定するものである。3月下旬に予定されている関係機関協議までにとりまとめる必要があり、短期間で検討を行うためには既に検討に必要な手法を所有している必要がある。左記業者は、過年度までに同様の業務を継続して実施しており、検討に必要な手法を所有していることから、本業務の成果が必要となる期日までに円滑かつ迅速に業務を遂行できる唯一の者と判断される。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	3,559,500	2,625,000	73.7%	—	丹生ダム事業検証の一環として淀川水系河川整備計画で位置づけられているダム形式のうち、琵琶湖に濁水対策容量を確保する案の計画堆砂量を算定するものである。3月下旬に予定されている関係機関協議までにとりまとめる必要があり、短期間で検討を行うためには既に検討に必要な手法を所有している必要がある。左記業者は、過年度までに同様の業務を継続して実施しており、検討に必要な手法を所有していることから、本業務の成果が必要となる期日までに円滑かつ迅速に業務を遂行できる唯一の者と判断される。	13	
富郷ダム気象観測設備修繕 (愛媛県四国中央市富郷町津根山353-6 富郷ダム管理所) 平成23年10月29日～平成24年2月28日 電気工事	分任契約職 池田総合管理 所長 左近 重信(徳島県 三好市池田町)	平成24年2月9日	(株)ジツタ (愛媛県松山市三番町)	富郷ダム管理所に設置してある気象観測装置に不具合がおき、早急に修繕する必要があったため、機器納入業者の総代理店であり、当該装置の点検及び修繕の実績を有している当該業者と契約を締結した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	4,599,000	4,442,089	96.6%	—	富郷ダム管理所に設置してある気象観測装置に不具合がおき、早急に修繕する必要があったため、機器納入業者の総代理店であり、当該装置の点検及び修繕の実績を有している当該業者と契約を締結した。	13	
北総東部用水東幹線漏水対策工事 (千葉県香取市高萩地内) 平成24年2月7日～平成24年3月5日 土木一式工事	分任契約職 千葉用水総合 管理所長 吉岡 敏幸(千 葉県八千代市村上)	平成24年3月15日	(株)安藤建設 (千葉県香取郡多古町多 古)	当該業者は、千葉用水総合管理所と平成22年4月1日に「災害時における応急対策に関する協定」を締結しており、地理的条件や施設に精通し、必要な資機材や人員を確保していることから、今回の対策作業についても直ちに対応可能であるため。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	6,951,000	6,720,000	96.7%	—	当該業者は、千葉用水総合管理所と平成22年4月1日に「災害時における応急対策に関する協定」を締結しており、地理的条件や施設に精通し、必要な資機材や人員を確保していることから、今回の対策作業についても直ちに対応可能であるため。	13	
利根大堰分水工ゲート異常倒伏障害 対応 (埼玉県行田市大字須加字船川地 内) 平成24年3月15日～平成24年6月29日 機械設備工事	分任契約職 利根導水総合 事業所長 伊藤 保裕(埼 玉県行田市大字須加)	平成24年3月30日	三菱重工鉄構エンジニアリ ング(株) (神奈川県横浜市西区みな とみらい)	利根大堰分水工ゲートが油圧系統の異常により制御不能となったことを受けて、早急に油圧ユニット内の部品交換及び制御方法の見直しを行う必要が生じた。当該業者は、当該設備の製作・据付をしている業者であり、設備の構成、装置の機能等に対して精通しており、早急な対応が図れることから契約を締結した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	2,677,500	2,541,000	94.9%	—	利根大堰分水工ゲートが油圧系統の異常により制御不能となったことを受けて、早急に油圧ユニット内の部品交換及び制御方法の見直しを行う必要が生じた。当該業者は、当該設備の製作・据付をしている業者であり、設備の構成、装置の機能等に対して精通しており、早急な対応が図れることから契約を締結した。	13	
木津川ダム総管予備発電設備修理 (三重県名張市下比奈知2811-2木津 川ダム総合管理所) 平成24年2月22日～平成24年9月30日 電気工事	分任契約職 木津川ダム総 合管理所長 柴田 和昭 (三重県名張市下比奈知)	平成24年3月21日	ヤンマーエネルギーシステ ム(株) (愛知県名古屋市中区)	木津川ダム総合管理所の予備発電機の障害による機能消失であり、緊急を要するため製作者である当該業者と契約した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第二号及び第三号)	38,619,000	36,750,000	95.2%	—	木津川ダム総合管理所の予備発電機の障害による機能消失であり、緊急を要するため製作者である当該業者と契約した。	13	
照会相談業務 (東京都千代田区霞が関一丁目4番 1号 一般社団法人電波産業会) 平成24年3月2日～平成24年3月3 0日 電通設備調査設計	契約職 筑後川局長 池田 茂(福岡県久留米市東町)	平成24年3月1日	(社)電波産業会 (東京都千代田区霞が関)	電波法第102条に規定する電波の混信に関する調査及び無線局の開設、周波数の指定に関する事項の照会及び相談について、総務大臣が指定する者により実施する必要があるが、当該法人が唯一の指定法人であるため。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第一号)	1,512,000	1,512,000	100.0%	—	電波法第102条に規定する電波の混信に関する調査及び無線局の開設、周波数の指定に関する事項の照会及び相談について、総務大臣が指定する者により実施する必要があるが、当該法人が唯一の指定法人であるため。	1	

大分水エゲートの油圧装置障害対応	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成24年3月30日	(株)IHIインフラ建設 (東京都江東区東陽)	大分水エゲートの油圧装置に障害が発生したため、ゲートの操作が行えないことから、早急に修理をする必要が生じた。当該業者は当該設備の点検業者であり、設備の構成、装置の機能等に精通しており、早急な対応が図れることから契約を締結した。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第五号)	—	3,622,500	—	—	大分水エゲートの油圧装置に障害が発生したため、ゲートの操作が行えないことから、早急に修理をする必要が生じた。当該業者は当該設備の点検業者であり、設備の構成、装置の機能等に精通しており、早急な対応が図れることから契約を締結した。	13	
平成23年度浄化槽汚泥搬出処理業務	分任契約職 木津川ダム総合管理所長 柴田 和昭 (三重県名張市下比奈知)	平成24年3月6日	名張環境事業協業組合 (三重県名張市西田原)	木津川ダム総合管理書等における浄化槽の汚泥搬出処理を行う業者である。当該業者は名張市における一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可業者であり、また、名張市が指定する唯一の業者であるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	1,169,280	—	—	木津川ダム総合管理書等における浄化槽の汚泥搬出処理を行う業者である。当該業者は名張市における一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可業者であり、また、名張市が指定する唯一の業者であるため。	12	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
競争性のない随意契約によらざるを得ない場合	
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6
ニ その他	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12